

令和4年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月15日(採決)

令和4年 第3回 定例会 会議録

日時 令和4年9月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
		まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	松岡秀策
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	生野崇
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では栗原会計課長が病気療養のため欠席しております。

本日の日程に入ります前に、9月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言・字句等の訂正及び取消を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第33号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第33号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数制限の緩和等が行われることに伴い、規定の整備を行うものであります。

この条例については、令和4年10月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第34号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第34号「工事請負契約の締結について」

本議案は、同報系防災行政無線親局設備更新工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約件名 同報系防災行政無線親局設備更新工事

契約の方法 随意契約

契約金額 6,251万3,000円

契約の相手方 日本電気株式会社 九州支社 支社長 入佐健一

であります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

なお、審査の中で、なぜ随意契約なのかという質問がございました。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第35号「令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第35号、「令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額、131億8,505万9,657円、歳出総額、115億8,999万8,912円、歳入歳出差引額 15億9,506万745円です。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額、30万3,000円、実質収支額は15億9,475万7,745円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧委員。

○議員（荒牧 泰範） 委員会は全員出席ではないので、訂正方をお願いいたしたい。

○議長（阿部 寛治） はい、了解です。後で検討しておきます。

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第4、議案第36号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案を決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第36号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入歳出、27億8,583万1,409円、歳出総額、27億8,185万619円、歳入歳出差引額 398万790円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は398万790円。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第5、議案第37号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第37号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額、4億2,693万8,727円、歳出総額 4億2,426万2,295円、歳入歳出差引額 267万6,432円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は267万6,432円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第37号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第6、議案第38号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第38号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額、13億7,538万2,778円、歳出総額 13億7,538万2,778円、歳入歳出差引額 0円です。

令和3年度をもって、特別会計が廃止されていることから、翌年度へ繰越す財源はございません。

全員出席の特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまからは採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり認定されました。

はい、ここまで聞こえないので、マイクを通していただいただけませんか。

○議員（荒牧 泰範） 出席者全員賛成という表現だったんですが、欠席者がいたんですか。

○議長（阿部 寛治） 全員賛成とっていませんか。

○議員（荒牧 泰範） 出席者。

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成ということは、誰か欠席していましたか。

欠席は、ありましたか。

○議員（荒牧 泰範） いいえ、ないと思います。

○議長（阿部 寛治） それを、出席者全員賛成といたしましたか。

○議員（荒牧 泰範） たんなる全員賛成でないと、欠席者がいたような表現になるので…。

○議長（阿部 寛治） では、「全員賛成」ということにします。

日程第7、議案第39号「令和3年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第39号「令和3年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業第32条第2項の規定により、令和3年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を、処分計算書のとおり処分し、あわせて、同法第30条第4項の規定により、令和3年度篠栗町水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額、5億9,084万6,265円、収益的支出額、5億2,812万1,415円。資本的収入額1億4,330万円、資本的支出額、2億7,825万9,572円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第8、議案第40号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第40号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、処分計算書のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額、9億3,837万4,378円、収益的支出額、9億2,879万3,323円。資本的収入額、3億6,779万6,500円、資本的支出額 5億4,704万2,054円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第9、議案第41号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第41号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ11億3,456万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,972万5,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、産業団地イベント広場整備工事負担金に9,500万円。オアシス篠栗トイレ改修工事に2,926万円。地域再エネ導入戦略策定事業に1,371万7,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業に3,901万9,000円。学校給食費補助金に8,693万5,000円。

主な歳入では、国庫支出金1億8,334万4,000円の増、繰入金5億円の減、繰越金14億4,475万7,000円の増。

債務負担行為については、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、令和4年度から令和13年度分、1,384万2,000円を追加するものです。

地方債については、臨時財政対策債を1,710万1,000円減額し、1億1,652万6,000円とするもの、防災対策事業債1,100万を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

なお、北地区産業団地イベント広場整備費において、進出企業6社の操業開始等が統一されていない状況で、整備を早急に行う必要性がないと感じ、あわせて企業の負担がないことから、反対討論がなされております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員、反対討論からですね。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

一般会計補正予算、歳出の中に、まちづくり課から、工事負担金が予算計上されていることに異論があるため反対いたします。

本案は、篠栗北地区産業団地内に観光拠点となるための広場、物販店、駐車場を造成するために、町が工事負担金9,500万円を計上するものでございます。

しかし、説明では、進出が決定している6企業が、いつ完成するか未定であり、また、6企業との協議も行われておらず、取り決めがない中で、工事を行うことは明らかな準備不足であり、具体的な話合い、約束事を決めてから行う必要があると思います。

工事負担についても、工事費は全額町が負担し、その後の維持管理費をどうするかも決めておらず、町の採算面についても「観光拠点の為なので」と、「考えていない」という、まさに常識を逸脱したような、こういった考えは、到底納得出来ません。

産業団地開発は既に工事は終了して、20億円近くの赤字が確定しています。

本来であれば、よりシビアな考えを持つことは当然であり、企業が使用するわけですから、工事費を企業にも負担させ、また、物販店を建設し、企業の商品を販売するため、売上げの一部を町に還元するなり、採算面においても取り決めを行う必要があると申し上げ、反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

次に、反対討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第42号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第42号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ411万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,730万円とするものであります。

主な内容は、歳出では、保険給付費等交付金償還金398万円を増額し、歳入では、繰越金398万円を増額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第43号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第43号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ506万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,130万7,000円とするものがあります。

内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、506万3,000円を増額し、歳入では、後期高齢者医療保険料滞納繰越分、238万8,000円、前年度繰越金、267万5,000円を、増額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑は終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和4年第3回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の人事案件2件、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の条例案1件、「工事請負契約の締結について」1件、令和3年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、令和4年度補正予算3件の、上程をいたしました13議

案すべてにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

令和3年度一般会計の決算は、例年と比べ経常的ではない予定外の歳入の増加や、新型コロナウイルス感染拡大に伴う諸事業の中止・規模の縮小等があったことから、財政調整基金への積み増し分も含めた実質単年度収支は、14億7,300万円余と大きく膨らみました。

とはいえ、財政課長が決算概要を説明した際に申しあげましたように、歳出面では、高齢者、障がい者支援や次世代育成支援など、扶助費は年々増加することが予想されます。

また、人件費や物件費、須恵町外二ヶ町清掃施設組合や、粕屋南部消防組合への繰出金の増加等による、一部事務組合に対する分担金等の等も含め、一般財源における歳出が増加傾向であることや、個別施設計画に基づく公共施設の大規模改修時期が迫っていることもあり、歳出の縮減を図る構造的な改革が必要であると考えております。

一方、歳入では経済状況の回復などによる地方税の増収が見込まれますが、篠栗北地区産業団地からの本格的な税収増は令和6年度以降になること、交付税算入がある地方債の償還が終了することで、地方交付税が減少することから、一般財源の確保がさらに難しくなることが予想されるため、今後も単年度の歳入歳出の均衡を保ち、持続性のある財政運営を行っていくことが重要であると認識しております。

また、決算特別委員会の中で御質問のありました、篠栗町水道会計の今後については、老朽管の取替えと、第一浄水場施設の更新等、長期的事業計画を立て実行に移していかなければなりません。主な財源は、篠栗北地区産業団地での水道料金の増加を見込んでおりまして、将来的経費増に対して十分貢献できるものと期待しております。

今後におきましても、一般会計・特別会計また公営企業会計においても、年度ごとの収支と長期計画をしっかりと立てて安定した財政運営に当たりたいと考えております。

昨年9月の定例会の開会日に、2050年に温室効果ガス（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティの表明」をし、篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを推進し始めました。

環境省の補助金を活用して、令和4年8月末に篠栗町脱炭素ロードマップ策定の第1ステップとして、篠栗町におけるゾーニング事業を行い、篠栗町の自然条件、社会条件を評価し、再生可能エネルギー施設建設の可能なエリアや、立地を開始す

べきエリア等の区分けを行うゾーニングマップを作成いたしました。

令和4年度後半は、篠栗町におけるカーボンニュートラルの目標達成に向けた、計画的・具体的な事業計画づくりを、補助事業を利用して行い、次年度からいよいよ公共施設のオンサイトPPAによる電力を蓄電し、非常用電源を安定的に準備するレジリエンスの強化を目指した具体的な事業を進める予定でございます。

議会にしっかり説明しながら、環境省等と連携をとって進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

連休後半にも台風14号が北部九州付近を通過する可能性がございます。大雨にならないよう願うところでございますが、今後、気象庁と連携をとり合い、危険が迫るような場合には町民の皆様へ早めの周知を徹底したいと考えております。

最後に、今後とも町職員一丸となって篠栗町の諸課題の解決のために努力してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御指導御協力賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会令和4年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

岩下 勝正

篠栗町議会議員

藤木 高裕
